

医療費の助成を行っています

■助成を受けるには…？

事前に保険医療課で「受給者証」の交付（即日交付、一部後日郵送）を受けてください。医療機関の窓口で「受給者証」と加入している医療保険の「被保険者証」を提示することで窓口負担がなくなります。

●申請に必要なもの

制度により異なりますので、町ホームページで確認または問い合わせ先へ

■問い合わせ 保険医療課 内線158



■助成の種類・対象

助成の種類	対 象
子ども医療費助成制度	中学校卒業まで（15歳に達する年度の3月31日まで）の子ども ※10月1日から助成の対象年齢を18歳までに拡大（詳細は13ページへ）
障害者医療費助成制度	・身体障害者手帳1～3級の方 ・身体障害者手帳4級で腎臓機能障がいの方 ・身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症の方 ・療育手帳A判定、B判定の方（IQ50以下） ・自閉症候群と診断された方
母子家庭等医療費助成制度	一定所得以下の方で、次のいずれかに該当する方 ・ひとり親家庭などで、18歳以下の児童を扶養している母（父）およびその児童 ・父母のいない18歳以下の児童
後期高齢者福祉医療費給付制度	後期高齢者医療制度に加入している方で①～⑦のいずれかに該当する方 ①障害者および母子家庭等医療費助成制度の資格要件に該当する方 ②精神障害者保健福祉手帳1、2級の方 ③「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」第29条の規定による措置入院患者の方 ④ひとり暮らしで住民税非課税世帯の方 ※同一敷地または隣地に親族がいる方、施設に入所している方は除く ⑤要介護4、5の認定を受けた方で、生活介護を3か月以上継続で受けており、住民税非課税世帯の方 ⑥精神障害者保健福祉手帳3級の方で精神病床に入院する方 ※精神疾患での入院のみ使用可 ⑦自立支援医療受給者証（精神通院）が交付された方 ※精神疾患での通院のみ使用可
精神障害者医療費助成制度	・精神障害者保健福祉手帳1、2級の方（全疾患による入院・通院使用可） ・精神障害者保健福祉手帳3級の方（精神病床への入院のみ使用可） ・自立支援医療受給者証（精神通院）が交付された方（精神疾患での通院のみ使用可）
自立支援医療費補助（更生医療）	障がい者でその障がいを除去・軽減するため、指定の医療機関で対象となる医療を受ける方で、身体障害者手帳を保持し、自立支援医療（更生医療）を必要とする方
自立支援医療費補助（育成医療）	18歳未満で身体に障がいがあり、治療により障がいの除去・軽減の見込みがある子ども
未熟児養育医療	申請時に入院中で、指定医療機関の医師が入院・養育を必要と認めた未熟児 ※「未熟児」とは身体の発達が未熟のまま出生した子どもであって、正常児が出生時に有する諸機能を有するまでの子ども